

総務常任委員長報告

令和3年9月21日

今期定例会において、総務常任委員会に付託されました議案7件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第75号 専決処分の承認を求めることについて
本委員会に付託をされた部分についてであります。

本案は、専決第14号 令和3年度西都市一般会計予算補正（第8号）について、議会の承認を求めようとするものであります。

第1表歳入については、県支出金等で7,500万円が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第76号 専決処分の承認を求めることについて
本委員会に付託をされた部分についてであります。

本案は、専決第15号 令和3年度西都市一般会計予算補正（第9号）について、議会の承認を求めようとするものであります。

第1表歳入については、県支出金等で4,398万1,000円が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第86号 令和3年度西都市一般会計予算補正（第11号）について

本委員会に付託をされた部分についてであります。

第1表歳入について主なものは、
地方交付税5億9,112万9,000円、繰越金7億1,655万7,000円を増額補正し、市債4,220万5,000円を減額補正しようとするものであります。

第1表歳出について主なものは、
総務費に公共施設整備等基金積立金として3億1,658万8,000円、
市債管理基金積立金として4億円の予算などが計上されております。

本案につきましては、現地調査を行い、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程においてある委員より「今もなお新型コロナウイルス感染症の収束が見えず予断を許さない状況である。当局においては引き続き蔓延防止策を講じていただくとともに、影響を受けている市民や事業者等に対し財政支援を適宜行うなどの対策を講じていただきたい」との意見・要望がありました。

次に、議案第 93 号 令和 3 年度西都児湯いじめ問題調査委員会特別会計
予算補正（第 1 号）について

であります。

本案は、諸支出金など、総額 3 万 4,000 円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 94 号 令和 3 年度西都児湯公平委員会特別会計予算補正
（第 1 号）について

であります。

本案は、諸支出金など、総額 30 万 3,000 円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 99 号 辺地総合整備計画の変更について
であります。

本案は、東米良・穂北・南方辺地に係る総合整備計画を変更する必要性が生じたため、議会の議決を得ようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 101 号 令和 3 年度西都市一般会計予算補正（第 12 号）に
ついて

本委員会に付託をされた部分についてであります。

第 1 表歳入については、県支出金 3,495 万円が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。